

到着日	受理日

市が記入する。

令和8年度申請用

①南相馬市入札参加資格審査申請書提出書類確認表

【建設工事】

市が記入する。

		申請業者名	南相馬建設工業(株)	
		受付番号		

No.	提出書類名	備考	チェック欄			
			申請者	市		
1	南相馬市入札参加資格審査申請書提出書類確認表		☒	☐		
2	南相馬市入札参加資格審査申請書受理		☒	☐		
3	建設工事入札参加資格審査申請書		☒	☐		
4	営業所及び委任関係調書	委任がない場合は不要	☒	☐		
5	委任状（※支店・営業所等に委任する場合）	委任がない場合は不要	☒	☐		
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）		☒	☐		
7	社会保険加入状況申告書	No.6 経営規模等評価結果通知書等で確認できる場合は不要	☐	☐		
8	希望工種一覧表		☒	☐		
9	工事分割内訳表	分割又は合算の必要がある場合のみ	☒	☐		
10	完成工事高集計表		☒	☐		
11	工事経歴書（2年又は3年分）		☒	☐		
12	有資格技術者内訳表		☒	☐		
13	営業所専任技術者一覧表	南相馬市内に本社がある場合のみ	☒	☐		
14	納税証明書（写し可）	国 税 （その3の3 またはその3の2）	法人税・消費税	課税免除事業者は不要	☒	☐
		市 税 （税の完納証明書）	固定資産税・市県民税	南相馬市で課税されていない場合は提出不要	☐	☐
			固定資産税・法人市民税		☒	☐
15	技術者経歴書		☒	☐		

記入内容に不備がないことを確認のうえチェックをする。

※各書類に不備がないことを確認し、提出する書類の□にチェックを入れてください。

※提出書類は、すべてA4サイズとし、ホッチキス等で綴じないでください。

「提出書類確認表」を表紙にし、順番に揃え、

青色のクリアホルダー

に入れて提出

してください。

令和 8 年度
②南相馬市入札参加資格審査申請書受理票

申請者名	所在地	南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地
	商 号 又 は 名 称	南相馬建設工業(株)
	代 表 者 役 職 氏 名	代表取締役 南相馬 太郎 様

(※申請者名を必ず記入してください。)

業種区分	受付番号	受付印
建設工事		市が記入する。

令和 7 ・ 8 年度 入札参加資格審査申請書類一式について受理いたしました。

南相馬市役所総務部財政課契約係

【住所】 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

【電話】 0244-24-5225 (内線 : 328, 329)

入札参加資格審査申請書を提出された皆様へ

- ①「受付番号」及び「受付印」のない受理票は無効です。
- ②本票は、有効期間中は大切に保管してください。
- ③有効期間は、「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで」の 1 年間です。

受付番号

市が記入する。

③建設工事入札参加資格審査申請書

南相馬市が行う（令和 8 年度）工事等の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当していないことを誓約します。

南相馬市長 様

提出日の日付を
記入する。

令和 7 年〇月△日

～申請者～

住 所	〒 975 - 8686 南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地		
フリガナ	ミナミソウマケンセツコウギョウ		
商号又は名称	南相馬建設工業(株)		
フリガナ	ミナミソウマ タロウ		
代表者役職氏名	代表取締役 南相馬 太郎		
電話番号	0244-24-5225	F A X 番号	0244-24-5214
メールアドレス	minamisoumakensetsukougyou@city.co.jp		
総職員数 ※パート、派遣、アルバイトを除く正規職員	審査基準日 (7/1) 時点 → 50 人		
作成担当者所属・氏名	総務部 南相馬 五郎		
作成担当者連絡先	0244-24-5225		

6月決算により最新の経審の発行
が間に合わず、経審を提出できな
い場合があるので、経審申請時の
控えで今回の申請を受け、最新の
通知書が届き次第提出する。

印鑑の押し忘れに注意。
会社印ではなく代表者印を
押印する。



メールアドレスは入札等の連
絡事項を受信するアドレスを
記入する。

～営業所等に契約権限等を委任している場合における当該営業所～

委任先住所	〒 979 - 2392 南相馬市鹿島区西町一丁目 1		
フリガナ	ミナミソウマケンセツコウギョウ カシマエキョウショ	フリガナ	ショチュウ カシマ タロウ
委任先名称	南相馬建設工業(株) 鹿島営業所	代理人役職氏名	所長 鹿島 太郎
電話番号	0244-46-2113	F A X 番号	0244-46-5684
メールアドレス	minamisoumakensetsukougyou-kashima@city.co.jp		
委任先職員数 ※雇用形態は問わない	20 人	うち継続的な南相馬 市民雇用人数	15 人

申請日の属する月の初日時点

市内営業所	有	無	資本金	50,000 千円
許可を受けて いる建設業	許 可 大臣 知事	許 可 (特) 第 1 2 3 4 5 号	許 可 (更 新) 日	令和 4 年 1 1 月 1 0 日
	大臣 知事	() 第 号		令和 年 月 日

④ 営 業 所 及 び 委 任 関 係 調 書

建設業許可…許可を有する工事種別に○をつけてください。

委任する工事種別…委任する営業所等が許可を有する工事種別のみ委任できます。

本 社 （ 本 店 ）	名 称	南相馬建設工業㈱																												
	住 所	南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地																												
	建設業許可 工 種 事 別	土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
	特 定	○	○			○			○					○																
	一 般																													
営 業 所 等	名 称	南相馬建設工業㈱鹿島営業所																												
	住 所	南相馬市鹿島区西町一丁目 1																												
	建設業許可 工 種 事 別	土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
	特 定	○	○			○			○					○																
	一 般																													
	委任する 工事種別	土木、建築、電気、舗装																												

委任する営業所は、建設業の許可を受けているものに限る。

上記の営業所等有している「建設業許可」のみ委任できる。

⑤ 委 任 状

令和 7 年〇月△日

南相馬市長

委任者

所

〒 9 7 5 - 8 6 8 6
南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地

本社（委任する人）

又は名称

南相馬建設工業(株)

代表者職・氏名

代表取締役 南相馬 太郎



受任者

所

〒 9 7 9 - 2 3 9 2
南相馬市鹿島区西町一丁目 1

支店、営業所等
(委任される人)

号又は名称

南相馬建設工業(株)鹿島営業所

職・氏名

所長 鹿島 太郎



私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 委任事項

- ①入札及び見積りに関する件
- ②契約の締結に関する件
- ③契約の履行に関する件
- ④代金の請求及び受領に関する件
- ⑤復代理人の選任に関する件
- ⑥その他これらに付随する一切の件

本社から支店、営業所等へ左記
事項を全て委任する場合提出

2. 委任期間

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

提出する場合の記載例
※経営規模等評価結果通知書・
総合評定通知書において加入状況が
確認できる場合は提出不要

社会保険加入状況申告書

		加入の有無			事業所整理記号・事業所番号又は健康保険組合名 (健康保険、年金保険)、労働保険番号(雇用保 険)	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	35 人 (3 人)	○	○	○	健康保険	□□××××××
					厚生年金保険	□□××××××
					雇用保険	◇◇△△△△△
鹿島営業所	10 人 (1 人)	○	○	○	健康保険	××××××××
					厚生年金保険	××××××××
					雇用保険	△△△△△△△
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
合 計	45 人 (4 人)					

上記の内容に相違ありません。

令和 6 年〇月△日

所在地 南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地

商号又は名称 南相馬建設工業㈱

代表者職・氏名 代表取締役 南相馬 太郎



※ 記載要領 ※

- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

⑧ 希 望 工 種 一 覧 表

業者名

南相馬建設工業(株)

希望工種に○を付ける。

希望工種区分		年間平均完成工事高 (千円)								
①	一般土木工事				3	5	0	0	0	0
②	舗装工事				2	5	0	0	0	0
3	鋼橋上部工事									
4	造園工事									
⑤	建築工事				2	7	0	0	0	0
⑥	電気設備工事				3	0	0	0	0	0
7	暖冷房衛生設備工事									
8	プレストレスト・コンクリート工事									
9	法面処理工事									
10	塗装工事									
11	しゅんせつ工事									
12	グラウト工事									
13	杭打工事									
14	さく井工事									
15	機械設備工事									
16	通信設備工事									
17	水道施									
18	その他									
合 計					9	8	0	0	0	0

希望しない業種はその他に集約する。

原則、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の完成工事高と一致する。

希望しない業種はその他に集約する。

原則、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の完成工事高と一致する。

- (注) 1. 希望工種に○をつけてください。
2. 「年間平均完成工事高」の欄には、希望する工事種別ごとに年間平均完成工事高を記載してください。
3. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているひとつの年間平均完成工事高をいくつかの工種に分割して申請する場合、及びいくつかの工種の年間平均完成工事高をひとつの工種に合算して申請する場合は、「工事分割内訳表」を添付してください。
4. 「その他」の欄には、希望する工事種別以外の年間平均完成工事高を記入してください。

⑨ 工事分割内訳表

業者名

(単位：千円)

			希 望 工 事 種 別 (17)																		
			一般土木 工事	舗装工事	鋼橋上部 工事	造園工事	建築工事	電気設備 工事	暖冷房衛生設 備工事	プレストレスト・コ ンクリート工事	法面処理 工事	塗装工事	しゅんせ つ工事	グラウト 工事	杭打工事	さく井工 事	機械設備 工事	通信設備 工事	水道施設 工事	その他	※合 計
許 可 業 種	01	土 木 一 式 プレストレストコンクリート	350,000																		350,000
	02	建 築 一 式					200,000														200,000
	03	大 工																			
	04	左 官																			
	05	とび・土工・コンクリート																			
	06	法 面 処 理																			
	07	石																			
	08	屋 根																			
	09	電 気						30,000													30,000
	10	管																			
	11	鋼 構 造 物																			
	12	鋼 橋 上 部																			
	13	鉄 筋																			
	14	舗 装		250,000																	250,000
	15	しゅんせつ																			
	16	板 金																			
	17	ガ ラ ス																			
	18	塗 装																			
	19	防 水																			
	20	内 装 仕 上																			
	21	機 械 器 具 設 置																			
	22	熱 絶 縁																			
	23	電 気 通 信																			
	24	造 園																			
	25	さ く 井																			
	26	建 具																			
	27	水 道 施 設																		80,000	80,000
	28	消 防 施 設																			
	29	清 掃 施 設																			
	30	解 体																			
そ の 他																					
合 計			350,000	250,000			270,000	30,000												80,000	980,000

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の年間平均完成工事高と一致する。

⑧希望工種一覧表の「年間平均完成工事高」と⑩完成工事高集計表の「平均完成工事高」と一致する。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の合計が端数の関係で合わない場合がある。

記載要領

- 1 本表は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当市の定める「希望工種」に分割もしくは合算して申請する場合に作成してください。
- 2 右側※の「許可業種」の各合計値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一としてください。
- 3 「許可業種」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「希望工種」には、希望する全ての工種を記載してください。

⑩ 完 成 工 事 高 集 計 表

工事種別	工事種別	工事種別	工事種別
一般土木工事	舗装工事	建築工事	電気設備工事
①決算期（直近）	①決算期（直近）	①決算期（直近）	①決算期（直近）
R 5 年 4 月～R 6 年 3 月	R 5 年 4 月～R 6 年 3 月	R 5 年 4 月～R 6 年 3 月	R 5 年 4 月～R 6 年 3 月
完成工事高	完成工事高	完成工事高	完成工事高
265, 000	300, 000	370, 000	45, 000
②決算期（2 年前）	②決算期（2 年前）	②決算期（2 年前）	②決算期（2 年前）
R 4 年 4 月～R 5 年 3 月	R 4 年 4 月～R 5 年 3 月	R 4 年 4 月～R 5 年 3 月	R 4 年 4 月～R 5 年 3 月
完成工事高	完成工事高	完成工事高	完成工事高
435, 000	200, 000	170, 000	15, 000
③決算期（3 年前）	③決算期（3 年前）	③決算期（3 年前）	③決算期（3 年前）
完成工事高	完成工事高	完成工事高	完成工事高
平均完成工事高	平均完成工事高	平均完成工事高	平均完成工事高
350, 000	250, 000	270, 000	30, 000

- ※1 「工事種別」の欄には、⑧希望工種一覧表にて希望した工種を記入してください。
- ※2 ③決算期については、経営審査で3年平均を選択している場合のみ記入してください。
- ※3 平均完成工事高は千円未満端数を切り捨ててください。

⑪ 工事経歴書

(工事種別 一般土木工事)

市の入札参加
申請業種を記

(営業年度 R 6 年 4 月～ R 7 年 3 月)

発注者名	工事名	工事場所の ある都道府県	請負代金の額 (千円)		着工年月	完成 (予定) 年月	公共 民間の別	
			元請の場合	下請の場合			公	民
(土木一式工事)					年 月	年 月	公	民
南相馬市	〇〇号線道路改良工事	福島県	250, 000		R 5 年 5 月	R 6 年 3 月	公	民
南相馬市	市道〇〇線改良工事	福島県	100, 000		R 5 年 4 月	R 5 年 1 2 月	公	民
					年 月	年 月	公	民
	その他		50, 000		年 月	年 月	公	民
	公共元請計		300, 000		年 月	年 月	公	民
〇〇商事	駐車場整備工事	福島県	100, 000		R 5 年 1 1 月	R 6 年 1 月	公	民
					年 月	年 月	公	民
	その他		35, 000		年 月	年 月	公	民
	民間元請計		135, 000		年 月	年 月	公	民
土木一式工事 計	435, 000							

福島県・経審に提出した様式及び
業者独自の様式も「可」とする

※記載上の注意

- 希望する当市の工事種別ごとに区分し、別業に作成してください。(土木と解体、建築と解体など複数にまたがる場合はそれぞれ別業に集計のうえ作成)
- 下請工事については、発注者名の欄に元請業者を、工事名の欄に下請工事名を記載してください。
- 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度における完成工事(工事進行基準を採っている場合は未完成工事を含む)について記入してください。
- 許可業種に対応した建設工事ごとに、公共元請工事、民間元請工事、民間下請工事、その他少額工事の順に各々小計を付して記載し、営業年度ごとに当該建設工事の完成工事高の合計を記載してください。
- 工事種別ごとに完成工事高に係る集計表を添付してください。

⑫ 有 資 格 技 術 者 内 訳 表

審査基準日現在で記入

業者名 南相馬建設工業(株)

(R 7 年 7 月 1 日現在)

施 工 管 理 技 士	検定種目		級別・種別		人数			
	建設機械施工技士		1 級					1
			2 級					
	土木施工管理技士		1 級					5
		2 級	土木					3
			鋼構造物塗装					
			薬液注入					
	建築施工管理技士		1 級					4
		2 級	建築					2
			躯体					
仕上げ								
電気工事施工管理技士		1 級					1	
		2 級						
管工事施工管理技士		1 級					2	
		2 級					1	
造園施工管理技士		1 級						
		2 級						
技 術 士	技術部門		選択科目		人数			
	建設		「鋼構造物及びコンクリート」					
			その他					
	農業		「農業土木」					
	電気・電子部門		—					
	機械		「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」					
			その他					
	水道		「上水道及び工業用水道」					
			その他					
	林業		「林業」					
			「森林土木」					
	衛生工学		「水質管理」					
			「汚物処理」又は「廃棄物処理」					
			その他					
建 築 士 等	建築士		一級建築士					1
			二級建築士					1
			木造建築士					
	建築設備資格者			—				
		合 計					2	1
		実 人 数					1	2

経営規模等評価結果通知書・総合評
定値通知書の技術
者の数と違いが

監理技術者資格者証所持者数					8
労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者数					2

⑬ 営 業 所 専 任 技 術 者 一 覧 表

商号又は名称	南相馬建設工業(株)
--------	------------

営業所の名称	専任技術者の氏名	生年月日	建設工事の種類	有資格区分
(主たる営業所) 南相馬建設工業(株)鹿島営業所	南相馬 市太郎	S50. 4. 4	土木一式工事 建築一式工事業	一級土木施工管理技士 一級建築士
(その他の営業所)	南相馬市内に本社を有する場合のみ記入してください。			

※南相馬市内に本社(本店)を有する場合のみ提出してください。

※各営業所において希望する工種の専任技術者全員を記載してください。

※「建設工事の種類」の欄は、記載の技術者が専任技術者となる建設工事すべてについて記載してください。

⑯ 技術者經歷書

審査基準日現在で記入

(工事種別 一般土木)

市の入札参加申請業種を記載する。

(1997年7月1日現在)

[illegible]

希望工事種別と建設業許可業種の対応例示

希望工事種別(17)	例 示	建設業許可業種(29)
一般土木工事	土木一式工事	土木工事業
	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、土留、整地、客土、標識設置、フェンス設置、コンクリートブロック設置（根固めブロック、消波ブロック等）、ガードレール設置、杭打ち	◎とび・土工・コンクリート工事業
	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
	土木工作物に関するタイル、れんがの積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄塔、ガードレール、標識等の製作組立	◎鋼構造物工事業
	鉄筋製作加工組立	◎鉄筋工事業
	工作物解体（主に建築物以外）	◎解体工事業
舗装工事 (アスファルト舗装工事・セメント・コンクリート舗装工事)	アスファルト舗装工事(上下層路盤工事を含む) セメント・コンクリート舗装工事（上下層路盤工事を含む）	舗装工事
鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
	足場仮設、コンクリート打設	◎とび・土工・コンクリート工事業
造園工事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設（遊歩道、緑道等）	造園工事業
建築工事	建築一式工事	建築工事業
	造作、木造間仕切り	◎大工工事業
	左官、研ぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
	家屋解体、とび、コンクリート打設、くい打ち、鉄骨組立	◎とび・土工・コンクリート工事業
	石積み、石張り、石材加工（建築物の内外装）	◎石工事業
	瓦・スレート屋根葺、金属薄板屋根葺、屋根断熱	◎屋根工事業
	コンクリートブロック建築物、れんが積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄骨製作加工組立（鋼製階段等）	◎鋼構造物工事業
	モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水	◎防水工事業
	壁張り、内装間仕切り、インテリア、畳、天井仕上、床仕上、ふすま、防音処理	◎内装仕上工事業
	ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
	鉄筋製作加工組立	◎鉄筋工事業
	建築物内外装板金	◎板金工事業
	ごみ処理施設、し尿処理施設（汲み取り）	◎清掃施設工事業
	建築物解体	◎解体工事業
電気設備工事	電気配線、照明設備、受変電設備、引込線屋内電気設備工事、その他電気に関連する機械設備	電気工事業
	火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
暖冷房衛生設備工事	給排水、給湯設備、暖冷房設備、空調設備、ガス配管、水洗便所設備、浄化槽設備、厨房設備、その他管工事に関連する機械設備	管工事業
	暖冷房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
	消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、援降機、排煙設備、非難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
プレストレスト・コンクリート工事	プレストレストコンクリート構造物（土木一式工事）	土木工事業
	足場仮設、コンクリート打設、ＰＣ橋上部の据付	◎とび・土工・コンクリート工事業
法面処理工事	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
	モルタル吹付、土留め、締切り、種子吹付、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工・コンクリート工事業
塗装工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、布張り仕上、ライニング、グラスター、橋梁塗装	塗装工事業
しゅんせつ工事	河川・海しゅんせつ	しゅんせつ工事業
グラウト工事	土木一式工事	土木工事業
	ボーリンググラウト	◎とび・土工・コンクリート工事業
杭打工事	鋼杭打ち、鋼矢板打ち、コンクリート杭打ち、場所打ちコンクリート杭（べん工法等）	とび・土工・コンクリート工事業
さく井工事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、井戸関連揚水設備	さく井工事業
機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン装置、揚排水機装置、昇降機設置	機械器具設置工事業
	水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備、情報処理設備、その他電気通信工事に関する機械設備	電気通信工事業
水道施設工事	上水道の・取水・浄水・配水施設	水道施設工事業

（注）◎の許可業種は当該工事種別の資格認定を受けることはできますが、実際の受注対象となるのは当該欄の例示の工事を単体で発注する場合のみです。